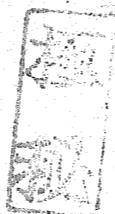


5



日韓会談 財産、請求権問題交渉の経緯

昭和二七、三、一九

四 前記提案については、わか方の要求により韓国側は、各項の細目を提示し。わが方の質問に依じて或程度の内容を説明した。これによつて、先方要求の全貌が略々明かにされたのであるが、それは次の通りである。

（一）韓国より運び来りたる古書籍、美術品、骨董品、その他の国宝、地図原版及び地金と地銀を返還すること。」

右の文化財、地図原版、地金等の返還請求は、韓国側が権利として主張するものではなく、両国の親善に資する財物を日本側が自発的に返還することを希望するものであつて文化財的価値、軍事的意義等に重点を置いて（地金、地銀は、韓国幣制の基礎を築くため）、政治的に考慮してほしいのである。一「運び来りたる」時期や、財物取得の形態は問われないが占領地より持ち運びたる財物の連合国への返還に準じて、韓国にも返還してほしい、但し、正当の売買によつて取得された財物については代価を支払つてもよい、また、財物を、その現状で引渡せばよい、既に滅失したものはやむをえない、との趣旨である。

□「一九四五年八月九日現在日本政府の対朝鮮總督府負債勘定を決済すること」

これは、韓国政府が旧朝鮮總督府の財産、権利を継承したものであつて、郵便貯金、年金等一九四五年八月九日現在未決済であつたものの返還を主張する趣旨である。

なお、一九四五年八月九日というのは、日本がポツダム宣言を受諾した時から朝鮮が解放され、独立したという韓国側の考え方に基いた期日であり、韓国側は、請求権問題についてはこの期日を固執している。

□「一九四五年八月九日以後韓国より付替又は送金した金員を返還すること」

これの趣旨は、一九四五年十二月六日の米軍政府の出した財産帰属命令第三十三号の効力によつて一切の日本財産が軍政府へ帰属し所有され、それが一九四八年九月十一日の米韓協定で韓国側へ引渡されたのであり、韓国は所有権を米国内から取得したのである、と称して、一九四五年八月九日以後一九四五年十二月六日までの間韓国から付替又は送金された

金員は不法に行われたことになるのでそれを還してくれというのである。

先方の主張は帰属命令 *Vesting Decree* 三十三号は平和条約十四条の在外資産の処理と酷次しているのであると称して、在外日本人の資産を全部剝奪するというのが、朝鮮におけるのみならず全世界においてとられたやり方であるから、日本人が朝鮮で裸かにされて帰つて来たからといって、それは朝鮮当局が感情的にやつた事ではない。平和条約十四条よりも更に強い規定が第四条にあるから、それと相俟つて、一切の財産が日本の所有権から離れて韓国に帰したのだというのである。先方の言分は、日本側は私有財産権尊重の原則を固執するかも知れぬが、平和条約第十六条のように中立国や枢軸国所在の日本資産すら国際赤十字委員会へ出すように規定されているのに徴し、私有財産権尊重の原則は日本については認められていない。これが世界的に行われた所であるというのである。

めないとはいわれないが、さりとして積極的に有効ともいわない、独立騒動の際に水原で虐殺の行われたことなどに対しは損害の補償を求める地位にあるが、そんな不愉快な事を此処に取立てていう気はない。要するに賠償に近い請求をなす権利が朝鮮には過去の経緯からいつて存在すると考える。

なお前述の一九四五年八月九日以後一九四五年十二月六日までの間に船とともに韓国から日本に持ち帰えられた財産は莫大なものがあるとのこと、その全部が挙証出来るものではないから、全部とはいわれないが判然している金額だけは還してもらいたいというのである。

四「一九四五年八月九日現在韓国に本店あるいは主たる事務所のある法人の日本にある財産を返還すること。」

これも *Resting Reserve* の効力問題に関連するが、韓国に本店のある会社の財産の返還を求める根拠は、*Reserve* により、「韓国郵船」を例にとれば、株主の七〇％は日本人であり三〇％が朝鮮人である場合に、七〇％が *Resting Reserve* で朝鮮側のものになつた以上一〇〇％朝鮮のものである。従つてその会社

が日本において有する財産は朝鮮側のものとなる訳で、その
まま移つて来るのである。

これについては *Sheet (Brig. Gen. Deputy Military Governor)*
の意見が法令一八五号として出されてゐるといふ訳である。

(五) 「韓国国民（法人を含む）の日本国あるいは日本国民（法人を含む）に対する（国）公債、日本銀行券、被徴用韓人未收金及びその他の請求権を決済すること。」

(六) 「韓国国民（法人を含む）の有する日本法人の株式又はその他の証券を法的に認定すること。」
これら二項については「日本で株式の再発行をしているらしいが *Nothing done* 三十三号から見ても不法である。平和条約第四条(b)違反であるという。又株式利益配当金未拂のものは当然拂つてもらいたく、会社が解散されていれば残余財産の返還を得たい。朝鮮に本店を有した会社として三百余りの会社を出して来ている。」

- 一 およその他の請求権の中には、
- 二 日本国債、地方債、政府保証社債、政府機関社債
- 三 日銀券、政府紙幣
- 四 鮮銀の対日銀貸越金及び立替金
- 五 戦争中の韓人戦没者弔慰金及び遺家族慰藉料
- 六 戦争中の韓人傷病者慰藉料、援護金

六 戦争中の韓人被徴用者未收金

七 戦争中の韓人被徴用者慰藉料

八 公務員恩給

九 引揚韓人の預託金

一〇 生保契約者に対する責任準備金及び未經過保険料

一一 在韓金融機関の対日為替の未済分等

一二 朝鮮食糧管団の輸出米穀代金未收その他清算金があれば
れている。

(七) 「前記諸財産又は請求権より生じたる又は生ずべき諸果実を
返還すること。」

これは「利子等の果実の返還を意味しているのである。」

(八) 「前記返還及び決済は「協定成立後即時開始され遅くとも六
箇月以内に終了すること。」

以上要するに「先方の立場は「平和条約四条により日本は在
韓米軍政府が日本及び日本人に対して財産上の措置をとつた三
十三号帰属命令を承認したが、それは第十四条の連合国内にある
日本及び日本人の財産の処理と酷似している。果して然りとす

日韓兩國間に取極めらるべき財産及び請求権の
処理に関する協定の基本要綱（日本側提案）

一、日本国及び大韓民国は、それぞれの国民（法人を含む。以下同じ。）が相手国の領域において有する財産に関する権利利益及びその果実を含む。以下同じ。）並びに相手国及びその国民に対して正当に取得したその他の権利を、相互に確認し、その権利の行使が妨げられていたときは、これを回復する措置を講ずるものとする。

二、前項の権利が国又はその国民の責任において侵害されているときは、その国又は国民は、それぞれ、これが現状回復又は損害の補償の責を負うものとする。

三、第一項の回復の措置及び第二項の現状回復又は損害の補償の方法等については、当該権利の種類に依り、別途協議するものとする。

11 三、日本国及び大韓民国は、連合国最高司令官又は在韓米軍政府により、又はその指令に従つて行われた相手国及びその国民

の財産の処理の効力を承認する。

(二) 前項において承認する効果の範囲については別途協議するものとす。

三、(一) 日本国は、日本国が大韓民国の領域において公用又は公共の用に供していた国有の財産を、大韓民国に別に定めるところに従い譲渡する。

(二) 日本国は、日本国が大韓民国の領域において企業の用に供していた国有の財産を、朝鮮事業公債法に基き発行された公債等、当該領域の利益のために発行されたものの未償還残高等に相当する資金が日本国に引渡された場合に限り、大韓民国に譲渡する。

(三) 第(一)項の公用又は公共の用に供していた国有の財産及び第(二)項の企業の用に供していた国有の財産の範囲並びに前二項の譲渡の方法等については、別途協議するものとする。

四、日本国が大韓民国の領域において有する財産で第(一)項及び第(二)項に掲げるものを除く一切の財産並びに日本国の公共団体が大韓民国の領域において有する一切の財産については、前

記一の日本国民の財産の取扱に準じて取扱われるものとする。
 日本国及び大韓民国は、この協定の締結に当つては、前記一な
 いし三を一体として取扱うものとし、且つ、前記の別途協議に
 当つては、具体的実施が相互に衡平且つ実効的に行われるよう
 措置するものとする。

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

日本側は、ついで、右提案理由の説明を行つたが、その要旨は左の通りである。

日本側は、ついで、右提案理由の説明を行つたが、その要旨は左の通りである。

今次請求権問題の最重要点は日本が平和条約において承認した韓米軍政府による及びその指令に基いて行われた日本財産の処分の効力を認めるという意味如何にかかつている。韓国側の請求権問題に関する主張の根拠は在韓米軍政府の出した所謂 *Meeting Decree No. 33* の効果を没収と同様に解しようとするにある。即ち韓国側は一九四五年十二月六日の *Meeting Decree No. 33* により米軍政府は日本財産に対する絶対的且つ最終的処分権を有し、これは事実上没収と同様であると主張する立場に立つている。然し我方は日本は米軍政府の処分の効力は認めない(第四条(b))のであるがこれは占領軍が国際法上適法に行つた財産の処分はこれを有効と認め、そしてその効力について争うことはしないという意味のことである。前記 *Meeting Decree* 即ち米軍令第三十三号は日本財産が軍政府に *Trusted in* と認められたのではないという立場に立つている。

and owned by (帰属され所有されている)と規定しているが、これはヘーグの陸戦法規第四六条が「私有財産はこれを没収することを得ず」と規定している私有財産没収の禁止の条項を超えて有効のものであるという意味ではない。米軍政府は敵国私有財産を直接且つ包括的に没収し得るものではない。米軍政府は占領軍として管理者の立場で敵国私有財産を処分し得るがその対価及び果実に対しては正當なる所有者である原権利者が請求権を有することは当然である。この権利は財産の移転と無関係に存続する。

Argue の陸戦法規に明記してある私有財産権の尊重の原則に關しては第一次、第二次両大戦を通じて占領国は必ずしも厳密にこれを遵守しなかつた観もあり謂わば戦時占領に關して新しい慣例を生じたかの外観を呈しているにも拘らず被占領国の私有財産を占領国又は占領軍が直接且つ包括的に没収した実例あるを聞かない。成る程対日平和条約においてはその第十四条、第十六条の如く日本の連合国、中立国、枢軸国における資産を処分することに関して規定されているが、こ

韓国側がこの点を正当に理解せず対日平和条約第四条(ハ)は第十四条の(ア)の2に酷似するといひ且つそれよりも更に強い効力を有すると主張するのには絶対に賛成出来ぬ。第四条の(2)において当事国間の特別取極の主題とされているのは、第一に第四条(ハ)の処分のはんちゆうに人らぬものが若しありとすればそれについて、第二に第四条の(ハ)の軍政府命令でカバーされたものにあつても、その財産及び財産売却されていた場合にはその対価等の返還その他の請求権についてであり、その最終的処理は当事国間、当事者間に協定が成つて始めて行われるものである。惟うに私有財産非没収の原則は幾多の試練に堪えて国際慣習上の一原則としての地位を維持しているものといえる。さればこそ一九四八年十二月十日国連第三回総会で採択された世界人権宣言第十七条第二項は「何人もその財産をほしのままに奪われることけない」と規定して私有財産尊重の原則を確認している。対日平和条約においても私有財産尊重の原理は当然の前提となつてゐる。即ち対日平和条約の前文に「日本国としてけ、け、世界人権宣言の目的を実

現するため努力し」云々とある。そして私有財産権を真向から反対している規定は何処にもない。

唯対日平和条約の第十四条の(2)の2及び第十六条はあたかも右原則を否定しているかの如き印象を與えやすい。また事実これらの規定が私有財産尊重の原則を輕視しているという非難は免かれぬ処であろう。それにもかかわらず單にそれだけの理由をもつて対日平和条約が国際法上の私有財産尊重の原則を否定しているとは考えられないのである。

要するに財産及び請求権問題について日本が韓国との間に
対日平和条約第四条による特別取極を結ばんとするに当つて
は在韓日本財産については在韓米軍政府軍令第三十三号のい
わゆる *Wasting Assets* により、仮りに当該日本財産のタイトル
が米軍政府に移転されていたとしても、そのタイトルは当然
原権利者に返還されるべきものであり、また若し当該財産が
米軍政府によつて売却されていた場合には、原権利者のその
対価等に対する請求権は依然として存在する点が認識される
べきものである。例えば敵産管理人は敵産のタイトルを有ち
その場合株式等は管理人名義になるかも知れぬが、それでも
原権利者の株主権が最終的に消滅するわけではない。そして
その最終的解決こそは正に戦後の条約の主題となるのである。
対日平和条約第四条冒頭の文言からいつてもこのことは明らか
である。

韓国と日本との間の財産及び請求権の処理は相互的なもので
あり決して一方的なものではない。唯第四条(b)項の規定に
よつて在韓米軍政府の処理の効力を日本が認めることとなつ

ているため日本側の本来の主張がある程度限定されていると
うに過ぎない。

次に在韓日本財産は米軍政府から韓国政府に現実に移転さ
れたが、これによつて当該財産全部に関する米軍政府の権限
全部が韓国に移譲されたのではなく、韓国政府は單にこれら
財産を管理する立場におかれたにすぎないのである。交戦国
として、更に占領軍として当然米軍の有していた処分権を交
戦国でも占領軍でもない第三者にアメリカが移譲したとする
ならばこれは明かに国際法の原則を無視するものといわなけ
ればならない。

結論としていえば日本は対日平和条約第四条(b)によつて在
韓米軍政府によつて行われた財産処分の効力を承認するだけ
であつて在韓財産に対する本来の権利及び請求権を放棄した
のではない。これらの権利及び請求権こそは、日本が平和条
約第四条の予想している特別取極の主題となるのであり、こ
の特別取極において日本がこれを放棄するといふのであれば
別であるが少くともそういう方法で日本が放棄しない限りと

これらの財産に対する権利又は請求権は当然存続するのである。日本の対案は私有財産権について叙上のよりな根本理念に立つて構成されている。即ち第一項で在韓日本財産、権利、利益を確認することとし同時に右と相照応してわが方も韓国側の在日財産、権利、利益を確認する趣旨である。即ち *Deeking* *Deeking* の効力を認めるがそれはあくまで正当な所有者が有する原所有権までも放棄したものでないとの趣旨に立脚しているのは申すまでもない。なお動乱その他で現地の日本財産のき損滅失が考えられるがその責任についても規定せんとするものである。これらの原状回復、損害賠償、権利の行使を可能ならしめるよう措置することを要求する。その詳細は別途協議による。

第二項は対日平和条約第四条(b)の趣旨と併せて日本に關しては SCAP の指令で実施した諸措置（例えば在外会社令、閉鎖機関令、自作農創設特別措置法の措置等）の効果を承認することとするものである。

第三項は韓国の独立に伴い継承せらるべき国有財産の規定

であるが国有財産で公用に供せられたもの等については別に取極める所に従つて韓国側へ譲渡する趣旨である。国有財産で企業用に充てられたものについては朝鮮事業公債法、米穀生産財源確保に関する法律等に基づいて発行された公債の未償還残高等に相当する資金を日本へ引渡す場合に限り譲渡せんとする趣旨であり、その他の財産については、私有財産と同様の原則によつて処理せんとする趣旨である。

第四項は以上第一項第二項第三項は一体として取扱はるべきものであることを確認し且つ第一項及び第三項の具体的実施が相互に衡平且つ実効的に行われるより確保せんとする趣旨である。

右に對し、韓国側は、第六回會議において、「請求權問題に關する日本側提案に對する韓国側異見」を開陳したが、その要旨は、左の通りである。

日本側は、法令第三十三号が、韓国にある日本財産は、美軍政庁に *vested in and owned by* 「帰属され所有されている」と規定していることに対し、これは、没收の爲の所有權取得ではなくして、敵産管理としての信託的所有權の取得である、と主張するが、同法令においては、日本の主張を裏づけるに足る何等の文言もないのみか、却て、逆に、普通の敵産管理令には、その例を見難い軍政庁による所有權の取得を、明文をもつて積極的に規定しているのである。しこうして、美軍政庁のその後の措置、すなわち、これら帰属財産全部を一売却したものに對しては、売得金もあわせて、一九四八年九月十日付韓美協定に基き、無条件に、しかも、大韓民国國民の福利のために使用するようにとの要請の下に、大韓民国に移転し與えた事實をおもひ合せるならば、日本側の主張は何等の根拠をも持たないのである。

平和条約における日本の在外資産に対する連合国の処理方式を觀るならば、まず連合国にあるそれは、第十四条にこれを規定して、連合国にその最後の処分権を與へ、私所有者は、僅かに各連合国がその国内法をもつて與うる権利のみを保有せしめ、つぎに、中立国および枢軸国にあるそれは、第十六条にこれを規定して、私所有者には何等の権利をも與えずして、これを挙げて、赤十字国際委員会に引渡し、さらにつぎに解放国家である大韓民国にあるそれについては、第四条によつて日本をして前記法令第三十三号の措置、すなわち、韓国にあるすべての日本財産を美軍政庁の所有に帰屬せしめた措置およびその後これを大韓民国に移転した措置を承認せしめたのである。すなわち、連合国は、日本のその本来の領土の外にあるすべての財産を、世界的に非日本化する措置の一環として、韓国においては、法令第三十三号の措置をしたのである。しこうして、このいづれかの処理方式においても、私所有者は無視、あるいは少くとも軽視されているのである。

これに対し、日本側は連合国、中立国、および枢軸国にある

資産については、これをその国内法によつて没収することは、国際法上の敵国私有財産不没収の原則に違反するのであるが、平和条約によつて、かかる処分を日本が合意したから、初めて可能になつたのであるとして認めながら、韓国にある資産の処理の場合は、これを認めないのである。

しかしながら、日本は、平和条約第四条B項によつて、美軍政庁の法令をそのまま承認したのであつて、何等の留保を附してはいないのである。だから、日本側説明の設例を借りていうと、アメリカの国内法たる敵産管理法によつて、日本の資産を没収したならば、これは国際法上の敵産不没収の原則に違反するのであるが、日本が、第十四条によつてこれに合意したことにより、その措置が可能になつたのであるとするならば、韓国の場合、美軍政庁が法令第三十三号によつて日本の資産に対しその所有権を最終的に取得したことが、たとへ私有財産不没収の原則に抵触するものとしても、アメリカの場合とまさに同じ理由によつて、すなわち、日本が第四条によつてこれを承認することによつて、その措置が法的に可能になつたわけである。

第四条B項の「承認」は第十四条、第十六条の合意とその性質
において何も變らない。美軍政府による処分が、たとえ国際法
を超越するものであつたとしても、それを日本が無条件に承認し
たのは、連合国内にある財産について連合国がなす処分が国際法
に触れるものであつても、日本がこれに合意するのと、その性
質はひとしいではないか。

しかも、日本側が、ヘーグ陸戦法規第四六条私所有権不没収
の原則、敵国財産不没収の原則、さらには人権宣言第十七条に
いわゆる私所有権の尊重の思想を、伝家の宝刀として持出しな
がら、前記の諸場合、私所有権を没収されても、その私所有権
者自身ではなしに、日本国がこれに同意するだけによつて、直
ちに、これらの原則はなお破れずに維持されたことになる。直
いふことに對しても疑なきを得ない。なぜなら、国家といえど
も国民の財産をほしむままに処分することができないようにす
ること、これらの原則の要請の一つであるからである。

従つて、それよりは、むしろ戦争終了後敗戦国の在外資産に
ついては、それが私所有権である場合においても、前記諸原則

とは全然違つた見地から、これをその国から切離す措置をする。原則が、国際法上、すでに、第一次大戦の時から形成され始め第二次大戦後にいたり確立したものと端的に見るべきである。在外資産の処理は、私所有権尊重の思想にもかかわらず、さち強く高い理想に基いて、その国の本来の領土の外にある財産についてのみ行われるのである。韓国の場合、日本あるいは日本人の財産についてののみ、かかる措置が行われたのであつて、韓国及び韓国人の財産、また日本本来の領土にある日本財産については、私所有権尊重の思想が充分に保持されてゐるのである。日本側はかかる歴史的现实には目を向けずして、法令第三十三号について日本に便利な解釈を引出すに急のあまり、法令第三十三号による所有権の最後の取得の措置およびかかる所有権の大韓民国への無条件譲渡をもつて、国際法違反と断定するのは、韓国側としては、遺憾の意を表せざるを得ないのである。

要するに日本が平和条約第四条(B)項によつて承認したる美軍政庁法令第三十三号によつて、一九四五年八月九日、あるいは其の後韓国にある日本および日本人のすべての財産は、一九四五年九月二十五日付をもつて、美軍政庁に帰属しその所有となり、一九四八年九月十一日付韓美協定に基き、大韓民国の所有となつたのである。従つて韓国には日本あるいは日本人の財産は何もないのである。だから平和条約第四条A項による特別取極は、韓国およびその国民の日本あるいは日本国民に対する請求権の処理がその対象となるわけである。同項が相互的協定の如き表現を取つてゐるのは、同項が韓日間の請求権の問題のみではなく、第二条、第三条掲記の諸地域と日本との間の問題を包括的に規定したためにすぎない。韓国が帰属財産に対しその国策に基き処分したのは、叙上の如く自己に帰したる所有権に基く行為である。

以上において、韓国側の根本的立場を、日本側の意見との関連において明らかにしたが、要するに、韓国側としては、日本側の考え方は、その根本において未だ旧支配関係の惰性から

議を進め得ない、として、質問に入ること拒否した。

双方代表間には、右第六回会議の前後に数回の非公式会談が開かれたが、わが方対案の内容は、韓国側にとつて、まさに青天の霹靂であり、韓国代表団は、関係書類を本国政府に送付することすら未だに行いかねている始末である。

元来、今回の韓国側提案は、韓国代表等としては、本国の強硬派の主張を、非常な努力をもつて説得し、前記の如く比較的穏かな程度に止めたものであるというが、わが方対案が、先方の拠つて立つ理論そのものを動搖せしめるものであつたため、韓国代表等も、極めて苦境に陥り、その後非公式会談において、わが方から法理論を迂迴して、個々具体的な項目について話し合いを行うよう提議したのに対しても、先方は、議論が在韓日本財産そのものに触れることすらタブーであると称し、討議に入ることを拒否し続け、三月十八日に予定された会議には、出席を拒否した。

かくの如き状況のため、本件に関する公式討議は停滞の状態である。